

# 第4回長野市立地適正化計画改定検討部会 議事録

日時：令和3年8月19日（木）  
午後2時

場所：第一庁舎7階  
第一・二委員会室

長野市都市整備部都市政策課

## 第4回 長野市立地適正化計画改定検討部会 次第

日時 令和3年8月19日（木）午後2時

場所 第一庁舎7階 第一・第二委員会室

1 開 会

2 議 事

(1) 誘導区域の見直し案について

(2) 防災指針の内容案について

3 その他

4 閉 会

長野市立地適正化計画改定検討部会委員

|      |                               |     |
|------|-------------------------------|-----|
| 築山秀夫 | (長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授)      |     |
| 豊田政史 | (信州大学工学部 准教授)                 | =欠席 |
| 酒井美月 | (長野工業高等専門学校 准教授)              |     |
| 川北泰伸 | (清泉女学院大学人間学部 講師)              |     |
| 森本瑛士 | (信州大学工学部 助教)                  |     |
| 江守雅美 | (長野商工会議所中小企業支援センター長・経営支援部次長)  |     |
| 相野律子 | (長野県建築士会ながの支部まちづくり委員会副委員長・幹事) |     |
| 小池一夫 | (長野県宅地建物取引業協会長野支部 副支部長)       |     |

---

◎説明のための出席者

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| 都市政策課長   | 桑 原 | 武 彦 |
| 都市政策課長補佐 | 宮 下 | 伊 信 |
| 都市政策課係長  | 小 林 | 竜 太 |
| 都市政策課主査  | 柳 沢 | 一 欽 |
| 都市政策課技師  | 柳 澤 | 一 博 |

---

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから「長野市都市計画審議会 第4回 長野市立地適正化計画改定検討部会」を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日、進行を務めます都市政策課の宮下と申します。

よろしくお願いたします。

なお、豊田委員から、本日都合により、ご欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料は、過日郵送でお届けしたものといたしまして、

- ・次第
- ・資料1
- ・資料2
- ・資料3

そして、追加の資料として、

- ・参考資料

がございます。

それぞれ ご確認いただきまして資料に不足がある方はお申し出ください。

続いて、マイクの操作についてご説明いたします。

発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことを、ご確認いただいてから、ご発言をお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

早速、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、部会長が会議の議長になるものと定められておりますので、築山部会長よろしくお願いたします。

---

◎議事

○部会長 委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

最初に議事録署名委員を指名させていただきます。こちらは名簿順にお願いしておりますので、本日の議事録については、酒井委員と川北委員にお願いします。

それでは議事に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

---

## ◎議事

○説明者        それでは、議題に入る前に資料1をお願いします。

本部会の検討内容の確認であります。本日の第4回では、誘導区域の見直し案と防災指針の内容案ということで、居住誘導区域の見直し案のご確認と、防災指針の構成や内容、まとめ方などについてご説明させていただきます。

次に、本日追加させていただいた参考資料をお願いします。

前回の部会の時にいただいたご意見について、補足資料としてご用意いたしましたのでご報告いたします。

1 枚目がハザード区域に該当する事業所と商業施設の棟数一覧であります。事業所と商業施設の内訳は欄外に記載がありますが、今回居住誘導区域除外の検討の中で該当するのが、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、L1の3m以上浸水する区域について、合わせると事業所はおよそ50棟、商業施設はおよそ100棟あります。

次のページが自主防災組織による防災訓練の実施状況です。令和3年2月28日時点で自主防災組織は476行政区あるうち540の自主防災組織が結成されています。1つの行政区で1つの地区もあれば、区の中で更に常会ごとで組織しているような地区があるということでもあります。また、令和2年度の防災訓練実施率は半数以上ということでもあります。

それから、自治会への加入率ということで、毎年住自協へ調査を依頼してまして、過去5年間の加入率を聞き取り調査したものであります。

次のページでは、防災訓練の話に戻りますが、過去5年間の地区ごとの実施状況となります。

令和2年度の平均は54%でしたが、過去の実施状況を見ると、100%という地区が多いという状況であります。100%となっておりますが、年2回やっている地区と0回の地区もあるかと思われませんが、多くの地区で防災訓練が実施されているという状況であります。

それでは、議題の方に入ります。資料2をお願いします。誘導区域の見直し案ということで、下の表は前回の資料になります。居住誘導区域の見直しについての考え方を表にしたものであります。

土砂災害につきましても、土砂災害警戒区域は対策状況により居住誘導区域に含めるとしました。また、地すべり防止区域と急傾斜地崩壊危険区域は都市計画運用指針にて含まないと示されておりますので、居住誘導区域から除外するというものを検討しました。

次に洪水等による水災害につきましても、発生頻度と浸水深によって判断するというこ

を検討しました。よって、頻度はL1の100年確率、浸水深は3m以上の区域は居住誘導区域からの除外を検討していくということでありました。

この方向性に基づいての誘導区域案ということで、次のページをお願いします。

災害リスクを踏まえた居住誘導区域案ということで、こちらは全体図となります。次のページに居住誘導区域が変更となるエリアを表示しています。①から⑨までの9つのエリアについて、居住誘導区域の変更対象となりました。居住誘導区域見直しエリアの詳細については、1つ1つの説明は省略させていただきますが、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、L1浸水想定区域の3m以上浸水する区域を居住誘導区域の見直し対象ということで、作成しています。

L1ベースで3m以上浸水する区域を抽出したところ、実際には居住に向かないようなところも該当しています。例えば、6ページの柳原駅周辺ですが、右上の箇所は雨水調整池でありますし、下のところでは、用水路沿いが該当しています。このようなエリアが、9ページの篠ノ井駅周辺、10ページの篠ノ井東では、L1のハザードマップが作成されたのが平成19年でありまして、この篠ノ井東エリアはそれ以降に造成が行われ住宅地となった場所でもありますので、周辺の地形と比べてもここだけというのも詳細な確認が必要な場所でもありますし、11ページ、12ページの松代や若穂地区も雨水調整池であったり、水路であったりしています。今回データをそのまま反映しているのですこのような形になっています。

13ページをお願いします。

前回の部会の時にいただいたご意見で、L1で3m以上浸水する区域を除外した時に、その区域はL2ではどうなのか、危険度の高い10m以上浸水する区域は除けるのかというご意見がございましたので、整理したものが13ページから17ページの図になります。

13ページの図では、見直し後の居住誘導区域にL2ベースの浸水深ランク4について、14ページがランク5について、15、16ページがランク5の詳細について、17ページが氾濫流による建物倒壊等危険区域について、整理しました。

13、14ページに戻りますが、L1ベースで居住誘導区域の見直しをかけた場合、L2をベースでの浸水ランク4、5はカバーできないということになりますが、リスクが残ってしまうところは、防災指針にて対策について記載して、意識を高めていくということになります。

また、17ページの氾濫流による家屋等危険区域も同様であります。防災指針本編の方でもL2や氾濫流に対しての対応策等について記載するということでもあります。

議題1の説明は以上となりまして、続きまして議題2の説明にまいります。

資料3をお願いいたします。

こちらが、防災指針案となります。指針の構成は、背景、災害リスクの分析、課題抽出、取組方針、具体的な取組内容、実施体制、スケジュールという構成であります。

背景の部分ですが、改めてご説明いたしますと、居住や都市機能を誘導する区域において、災害リスクの高い地域を居住誘導区域等の区域から除外を検討し、残存する災害リスクに対

しては防災減災対策に取り組み、防災まちづくりの推進を図るということであります。次のページにいきまして、地域における災害リスク分析ということで、現在公開されている災害に関する情報を使って、どのような課題があるのかを確認するための分析となります。分析については、表赤枠の部分、リスクが残存する区域になりますが、この災害リスクについて分析をしています。その他のハザードエリアにつきましては、居住誘導区域に残存しないということになりますので、リスク分析は行わないということになります。

4 ページは、居住誘導区域全体と土砂災害エリアの分布状況、5 ページは L2 の洪水ハザードマップ、6 ページは L1 の洪水ハザードマップになります。7 ページでは、居住誘導区域内土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の区域で、①から⑤までの 5 つの区域について、それぞれリスク分析をしています。すべてを防災指針本編に記載するとボリュームがありますので、資料編に記載したいと考えています。その資料編が本日の資料 3-1 となります。全部の説明は省略させていただきますが、抜粋して①の豊野駅周辺についてご説明します。資料 3-1 の 2 ページをお願いします。こちらの図は、居住誘導区域と土砂災害警戒区域、指定緊急避難所の位置を重ねた図となります。このような図をもって、災害リスクのある場所で、避難所との位置関係を知ってもらおうというものでもあります。

資料 3 の 8 ページに戻りますが、次に浸水リスクですけれども、浸水深及び発生頻度に応じてそれぞれ視点を設けて分析しています。

浸水深が大きいランク 3、4 については、リスク回避、避難確保という視点で分析をしていまして、リスク分析の内容につきましては、12 ページになりますが、①から⑧までの 8 箇所について、土砂災害のリスク分析と同様に資料編に詳細を記載したいと考えています。

浸水リスクにつきましても、抜粋して④の芹田・安茂里地区についてご説明します。資料 3-1 の 18 ページをお願いします。

上の図は、居住誘導区域と L1 ベースの浸水ランク 1 と 2、それと洪水等に対応した指定緊急避難場所の位置と避難場所の徒歩圏を重ねた図となります。下の図は L2 の浸水エリアを重ねたもので、建物の階数の割合も分析の視点としています。

次に資料 3 の 14 ページに戻りますが、災害リスク別課題抽出ということで、災害リスク別の課題抽出となります。この課題抽出においては、リスクが高い場所はどこなのか、その場所の避難のしやすさはどうなのかという現状をまとめています。14 ページから 16 ページに土砂災害に対しての状況について、17 ページからは、浸水リスクについてとなり、それぞれリスクのある地域ごとに、L1、L2、氾濫流と、頻度や規模に応じて課題を抽出しています。この課題抽出においては、リスク種類ごと、エリアごとに、どのような土砂災害が想定されているのか、浸水がどの程度想定されているのか、指定緊急避難所との位置関係や階数による建物割合などについて現状把握できるような形になっています。

では、このリスクや課題にどのように取組んでいくのかということで、25 ページからの防災まちづくりの取組方針となります。



取組方針についても、それぞれのリスクのある地域ごとに記載しています。

抜粋して豊野地区についてご説明します。下の表についてご説明いたしますが、課題のある箇所としてA、Bとあります。この場所はそれぞれ土砂災害の危険性があるエリアで、課題は、土砂災害時に対応した指定緊急避難所から距離があるということになります。この課題に対しての対応方針として、事前に避難するというリスク回避の対策、避難に関する対策、土砂災害の対策としました。この方針に基づいた取組内容ということで、リスク回避の対策については、情報の周知に関する取組にて対応していくということ、避難に関する対策として、避難確保計画に関する取組にて対応、土砂災害対策については、被害の軽減に繋がるハード整備に関する取組というように、それぞれリスクのある地域ごとにこのような形で方針についてまとめています。

次に洪水浸水についてですが、30 ページになりますが、長野市全体での防災減災に関する取組内容を記載しています。

国や県、市で実際に行っている防災減災に関する取組内容となっています。

31 ページからは、それぞれの対象エリアごと、又は災害の規模ごとに、エリア特性、防災減災に関する主な取組内容を記載しています。

抜粋して 33 ページの千曲川沿川・若穂地区について説明いたします。

青線の枠が L1 に対してエリア特性と主な対策について、緑色の枠が L2 規模に対してのリスクと防災減災に対策についてとなっています。図の赤線の区域は、建物階数の割合が低い箇所となっていて、この場所は L2 のリスクですと 3 m 以上又は 5 m 以上浸水する区域で、その赤枠の場所での 3 階建て以上の建物割合が低いことを示しています。この図では L1、L2 を重ねて表示していますので、少し見づらい部分もありますが、どのようなリスクがあつてどのように対応するのかということが分かると思います。

最後に、39 ページでは、防災まちづくりの具体的な取組、実施体制、スケジュールということで、それぞれ取組方針の内容であつたり、具体的な内容、実施状況、実施主体、目標ということで一覧表となっています。

取組内容ごとに実施主体の国、県、市という表記について、特に避難確保計画に関する取組や防災教育に関する取組について、一般の方にはどこが窓口か分からないというご意見も部会長からいただいておりますので、具体的な取組内容の記載内容はもう少し細かい表記にしたいと考えています、また、取組内容については、ほとんどの施策が現在実施中の施策ですので、目標の表現についてこのような形といたしました。

また、短期中期長期という表現について、およそ 5 年 10 年 15 年というようなイメージで記載していますが、継続して実施していくものですので、表現方法については少し修正が必要かもしれませんが、いったんはこの形でまとめています。

防災指針の構成については、以上となりますが、防災指針全体の方向性、課題抽出の視点や防災減災対策の内容や方向性について、ご意見をいただければと思います。

以上で防災指針案の説明を終わりますが、この防災指針案を作成するにあたりまして、国や県、市の担当部署へ現在取り組んでいる防災に関する施策を調査し、取りまとめや居住誘導区域の除外検討について情報共有等してまいりましたところ、特に浸水対策に関することについて、令和元年の東日本台風災害をきっかけに、信濃川水系緊急治水プロジェクトですとか、浅川総合内水対策計画といった計画が策定され、特に東日本台風にて被災した地域について同等レベル、つまり L1 相当の水災害に対しては越水による浸水災害は防げるということで整備が進んでいる状況であります。また、県管理の河川について、内水に対する浸水想定区域図については令和 4 年までに公表するというところで聞いております。また、東日本台風で被災した地域の復興が進んできている中、今回の立地適正化計画の防災指針作成について、市の復興部局との情報共有を進めていく中でも、復興計画との方向性や復興の進捗度合と、居住誘導区域を見直すタイミングが難しいなというのを感じています。

今回の居住誘導区域見直し案については、浸水に対する見直しは、L1 ベースで 3 m 以上浸水する区域の除外を検討ということで検討してまいりましたが、L1 の浸水区域は更新されないものであることや近年の治水対策事業の進捗を考慮すると、浸水エリアにおける居住誘導区域の除外検討について、タイミングがむずかしい部分だということのが正直なところであります。

災害リスクが残る場所については、防災指針にて対策を記載できるということもありますので、この辺りの方向性についても併せてご意見頂戴いただければと思います。

---

## ◎質疑

○部会長           ご説明どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方からの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

○委員           資料 3 の、居住誘導区域内の災害に関する防災対策のところの、背景と目的ですが、国が防災基本計画で、新たに風水害対策の実施をする場合に、環境とか景觀に配慮するっていう文言が追加になるのではないかと思うのですが、その辺の記載をする予定があるのかないのかというのが一つと、それから全体の印象では、水害についてはたくさん記載があるのですが、防災のまちづくりに関して国の方で挙げているのは、地震、津波、火山、風水害、火災ですけれども、津波や火山は想定されないかと思いますが、地震であるとか、火災などの記載ボリュームがあまりないというか、これについてどういう危険があって、どういう対策でその方向性を考えていますよというのが、見えにくいと思いますが、その辺の事務局のお考えをお聞きしたい。

○事務局 特に居住誘導区域のことを考えていく中で、地震とかその辺の災害リスクを考えるのではなくて、基本的には土砂災害とか水害といったような、面的に被害を受けるといえることですが、被害を受けやすいリスク、わかりやすい部分について特に出しているということだと思います。地震ですと全体的にリスクのあることですので地震についての災害リスクの出し方がこの立地適正化計画の内容と、ちょっと合わないのかなというところがあります。

ただ、この防災指針というのはもともと、市の危機管理防災課で作っているような、災害に対する計画とちょっと意味合いが異なります。ここでは立地適正化計画を策定するに当たっての一番の防災の視点ということで載せているものがこの、資料3に記載されている防災指針の中身ということになります。

○委員 立地適正化計画の中では、地震や火災に関しては対象外としているということでしょうか。

○事務局 国に出している防災指針の策定のガイドラインですとか、そういった指針がございまして。そこで出ているところから、特に長野市に関係する部分を今回やってるということがございます。

先ほど回答が漏れていたと思いますが、風水害の対策、国の方でやるときに、景観に配慮してという文言が追加されるのかということですが、そういった部分につきましても、必要な部分であり追加していきますので、ご理解いただければと思います。

○部会長 地震、あるいは火災等については、今回の立地適正化計画の見直しの中では、考慮しないということでしょうか。

○事務局 大きくは出しておりませんが、資料3の13ページのところに、地震及び大規模火災のリスクということでは記載をしております。

ただ全く無視してわけではないですけれども、こういった形の記載になっていますが、もともとは、近年頻繁に起こっている水害とか土砂災害とかそういったものに対するリスクということで、防災指針の作成とかガイドラインなどの指針が決まっております。

そのような経過から、土砂災害や水災害の記載が主になっているということになります。

○委員 昨今は地球温暖化など、そういう関わりの中で起きてくる反作用みたいなもので、それが集中豪雨、ゲリラ豪雨ですとか、九州でも非常に大変な状況になっていますけれども、そういうものに対する、拡大というものが傾向として非常に多く見られるし、それに対する対応が中心であると思います。他に質問ございますか。

○委員 先ほど出たご意見で地震の関係の話はごもっともだと思ったんですが、ただそこを突っ込んでしまうと大変なのかもしれないのですが、地震のハザードマップは当然公開されていて、メッシュのサイズはかなり粗いと思うんですけども、それをもう少し細かくしたらとか、きちんと突き詰めていけば、どこが地震を受けて、そこは大丈夫、比較的安

というような土地の状況というのは把握できるはずなので、本来ならばそれをやり、立地適正化計画の方にも反映させた方が良いだろうということは最もだと思います。

特にそこに、今回抽出してもらったような被災の可能性があるエリアのところに、その重要施設があったりとか、一時避難場所、緊急避難場所があったりしては問題だと思いますので、資料3の13ページの分量というのは心もとないという気はしますが、ここを突っ込んで検討してしまうと大変なことになりそうだなというのわかりますので、検討はして欲しいなという程度の意見ではありますが、先ほどのやりとりを聞いていて思いました。

私の方から質問をさせていただきたいのは、最後のところの、説明であったんですけども、抽出の際にL1とL2を反映させて、なおかつ国あるいは県とのやりとりをしていただいたということだったんですが、ちょっと気になったのが、県の方からの内水浸水想定区域に関係するところで、令和4年までに公表するということでしたが、おそらく長野市の地域の河川は全部L2の浸水想定区域図が出ていたように思ったのですが、まだ出ていない河川があるということでしょうか。

その場合には、最初リスク抽出の際に、河川によっては計画規模でしかエリアを抜き出せずに、資料2の前回資料の表の抜き出しがされているのかということが一つで、もう一つ、資料3の後ろの方で、一つずつ説明してもらったものの中に、例えば38ページの松代の場合だと、図の上の方にL1の情報があって、下の方にL2の情報があって、あと浸水深だったり浸水ランクだったり、氾濫流倒壊のエリアが記載されていますが、例えば川が二つあるとか、三つあるとかみたいなエリアの時は、どの河川の時にこの氾濫流倒壊が起こるのかという情報が、おそらく見ただけではわからなくて、エリア特性のところに入れられるのかどうか、この情報を見たときに、突然水が3mに増えるわけではなくて、どちらかから動いてくるとかそういった情報があるはずですので、幾つもの川の河川の情報を重ね合わせて今回の浸水深想定ができていうところから、お住まいのエリアがどの河川からの影響を受ける可能性があるということは情報としては難しいと思いますが、伝える必要があるのかなというように思いますので、事務局のお考えを聞かせいただければと思います。

○事務局 L2の河川の情報ですけれども、県の方からまた追加で出てくる部分がありまして、県管理の一級河川、かなり小さいものまで一級河川ございます。

ですので、我々が今検討しているL2のデータっていうのがまた更新されてくるということもございます。先ほども議題の説明の最後の方でも、事務局としても悩みどころだというようなお話させていただいたのが、実は浸水関係のL2のデータが、これからまた追加されてくるということは、かなりの部分で災害リスクがまだ増えるところがあるだろうと思っています。

またL2のデータは1000年確率の降雨ですので、データとして出してきた場合に、かなり長野市外のところにも影響があるというように考えます。ただ絵が出てきて全部L2で浸水するところはあるという話になると、長野市どこも住むところがないよねっていう話になってき

ますので、その辺りの整理と、事務局としては、L1 規模のデータを、まずは皆さんにぶつけていくということが良いだろうというように考えていましたが、先ほどもお話したように、L1 規模並みのものは、今回かなりの部分で、信濃川水系の緊急プロジェクトですとか、浅川の総合排水対策の計画とかで、国や県の方からは地元に対しては、そういうリスクを排除するというお話をしてる中で、あえて L1 のリスクで我々が危ないですよっていう説明をすると、大分混乱してくるってことも一つありまして、では、L2 でどこまで評価していくのかっていうところも、防災指針の作成を進める中で出てきた課題になってきております。

ただ、土砂災害ですと、先日の岡谷市の例もありますけど、逃げる余裕がなかったり、ある程度雨が降ってきた時に突然来ますので、土砂災害の関係は今回の見直しで除いていきたいと考えています。

浸水エリアについては、今回居住誘導区域からどう除いていくのかというところで、いろいろな部分で災害対策がされてきていますし、L2 のデータも更新されてくるという中で、ここまで安全ですという情報を逆に長野市の方で示した場合に、かえって変な情報として捉えられてしまうのではないかなという危険性も今考えているところでございます。

そんなこともありまして、L2 のデータもれからも追加されるということが、お答えの一つで、あと L2 エリアの各地域ごとの記載について、こちらの河川からだど、家屋倒壊の影響がある河川がどちらから出ているのかがわかりにくいということですが、これからまた L2 のデータが更に加わってくると、例えば松代地区ですと、全部が氾濫流倒壊エリアになってしまう可能性もあって、そうするとやはり山間地の方で雨がたくさん降った場合、この河川の水位の上昇がありそうなときには、もうここの区域から逃げてくださっていうようなことが見えるのが一番いいことなんですっていう、いうようなですね、それが一番あなたの身を守ることですよみたいなデータの出し方になってくるかなと思ってます。

そうすると、あまり防災の方に偏ったデータがどんどん出てくるとですね、居住誘導区域のエリアとしてどういう設定をするのかっていうのが非常に我々としても課題かなというように考えています。委員さんおっしゃるようなこの河川の影響かということについては、ほぼ同じ斜面に雨が降りますので、この地域の山間地でかなり降雨量があるときは、早めに避難してください、逃げてくださっていうのが一番いいですよというように記載の仕方かなと思っております。

河川ごとに分けるのは難しいのかなと思っております。

○委員 県管理の河川に細かい支流の L2 がそれぞれ出てくるから、それを反映するかどうかっていうことですね。

今もう公開されている、例えば浅川が出てますけど、浅川の更に支流の駒沢川ですとか、そういったものが出てきた時に反映させるのかどうかとか、県管理よりも上の河川の情報が出てきた時に反映させると、さっき言ったみたいなことになってしまうことが想定されるのでということです。

立地適正化計画の方でどこかで基準ラインを引いて場所を決めなきゃならないということはとてもわかるんですけど、線を引いたからそこは大丈夫ですと言っただけいけないというのは多分誰でも分かっている、そこを保証したじゃないかと言われたいような、そういうように思われたいような内容として作っておかなければいけないのかなという気がしますので、調整が大変な作業だと思いますが、基準は基準として、きちんとここで聞くしかないけれども、可能性として、こういうような方向でリスクを提示していきますっていうようなことが一緒に書かれていれば、その方向性で役に立つものになっていけば良いのかなと思います。

○委員 確認させていただきたいのですが、今議論しているのはこの資料3の防災指針の内容であって、立地適正化計画を作る時には防災指針も作成しましょうということがあるから、それに対応しなければいけないってことなんですけど、この立地適正化計画で扱っている防災指針と、さっきお話の中にあつた危機管理防災課で作ってる防災の計画との違いというか、役割分担がいまいちよくわからないところがありますので教えていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○事務局 危機管理防災課で作成している地域防災計画に関しましては、基本的に災害が起きた時にどう対応するかというものが基本になっています。

発生した災害に対して、どう対応をしていこうかというのが地域防災計画で、立地適正化計画の防災指針は、災害のリスクに対してこういう対策をしていますとか、この都市では住むところにこういう災害リスクがありますよということが分かるような内容となっています。災害が起きてからの計画のまとめ方と、こちらの方は災害が、こういう災害のリスクに気を付けて、住んでください、生活してくださいとか、そういうことリスクを頭に入れながら、生活をしてくださいというインフォメーション的なものになっています。ですので、同じ防災の計画ですけれども、視点が違うということでもあります。

○委員 ありがとうございます。そうすると、例えば資料3の39ページですと、こんな対策をしていますとか、他のページでは、各地域ごとに避難場所がここにあるよとか、どんな情報をどこまで防災指針で書き込んだら良いのかというのが疑問だったのと、真面目にリスクのことを考え始めると、恐らく長野市全部危ないよねになってしまうと思うんですけど、長野市がこう言ってるのは、根拠となる法律なのか、国の指針なのかは、どこまでそういうことを考慮しているのか、むしろ考慮しないけど我々は気にしないといけない感じなんか、どんな感じとして捉えればよいのでしょうか。

○事務局 例えば、防災指針を作る中で我々としては、その都市に住む方に、防災だと例えばこの38ページ見ていただいて、避難場所が三角のポイントで書いてありますが、こういうところは防災指針だと2Kmという距離感で、設定しているのですが、実際の避難ですと、高齢になってきたりとか、徒歩で逃げる人のことも考えて、500mの円を入れてます。

500mですと、すぐ歩いていける距離ですが、2Kmですと行かなくては行けないと、前もって準備して、よし行くぞというような形になるので、時間的にも健康の人が歩いて大体20分から30分、お年寄りとなれば1時間ぐらいかけて避難しなければならない。

距離感とかそういったものインフォメーションとして、伝えておくべきかなと考えています。都市のサイズ感、そういうのがわかればいいなということで、詳しく説明をしていた中ですが、やればやるほど説明の仕方が難しくなったりですとか、作り込んでいく中で、どういう方向性にするのか悩んでいるところで、ちょっとはつきりとしたお答えができなくて申し訳ないのですが、この辺りの見せ方についても、もうちょっと工夫が必要かなと思っています。

○部会長 本来、立地適正化計画というのはコンパクトシティ政策で、その中での議論ということですので、こういう防災計画とのリンケージというのは想定されてなかったんだろうと思いますが、居住誘導するというのであれば、災害リスクについて、可視化していかないと策定するということが非常に厳しいでしょうということで、それぞれのところで、どこまで防災計画等の棲み分けをしながら、ここから先の部分はこちらを参照してくださいというようなことを、お互いにやりながら進めていくということになるのかなというように思いますし、可視化をする際に線を引くわけですが、線を引いたこちらの部分に関しては、立地適正化計画の中で誘導します、しかしながらハード整備はできてないのでソフトで対応するといったように、立地適正化計画の中に入れ込んでいかないと線を引くのはなかなか難しいので、非常に悩ましいということでもあります。

他にご意見いかがでしょうか。

○委員 川の情報についてですが、例えば、前回の大きい災害の時は梓川の方で降った雨が結果的には長野市の方に流れて来ているので、例えば、そこで降ってるからこちらが危ないと知ってる人は情報取ると思います。今上流で水位が増えてるから数時間後にはこちらの方が増えるなど考えると、思うんですけども、普通の方はなかなかそこまで考えないと思うんです。

住んでいる場所が、思わぬところで降った雨によって突然増水するってことが実際起きると思うので、大変難しいとは思いますが、少なくとも河川の流域が住んでいるところの安全性に関与しているという情報を、どこかで市民の方に伝わるようにしないといけないだろうと思います。

それから、避難場所が前回の台風災害で浸水したと思いますが、例えば避難をしようと思っても、避難場所に行けるのかということと、避難場所が浸水しないで機能しているのだろうかということの検証ができてるかどうかというのがよくわからないので、その辺はどんな状況なのかを教えてください。

○事務局 先ほどの、地震の関係の質問で資料がありましたので先に答えさせていただきますが、国の方で作成しています、都市計画運用指針の中の防災指針の考え方の中で、地震についての考え方があります。

その前段の記載では、洪水、雨水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されてることも多いから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは困難であることも予想されるという記載となっています。

それで、地震については影響の範囲や程度を即時的に定め、居住誘導区域から除外を行うことは限界があると書かれています。

ですので、浸水エリアとか、地すべりとか、土砂災害のエリアというのは長野市の場合ですと、ある程度ラインで決められるので、範囲の限定はできるけれども、そうは言っても市街地を形成してきた歴史からなかなか除くの難しいよねというようなことだと考えます。

地震に関しては、起きた時のリスクですとか、どの程度の災害になるかというのが分かりにくいですし、居住誘導区域内なのか外なのかでリスクが分けられないところがあるということでもあります。

そういうこともありまして、災害リスクはできる限り低減されるための必要な防災減災対策を計画的に実施計画を立てていくということがベストだということでもあります。

○委員 地震については、発生源ですとか周期とか全然違うので難しいことであるという事は理解しているのですが、居住等を誘導しているというのが前提で、地震とかそういうことについては考慮していないってことが伝わるようだと良いのですが、これについては別の問題なので、地震は、起きる場所や条件も全く違うので、どこが危ないということが言えないので、少なくとも地震のリスクは別ですよということを市民の方が認識できるということであれば良いと思います。

○事務局 それで、先ほどのご質問の回答ですけれど、例えばこの河川での災害とかそこで増水したら危ないよというような情報伝達の方法については、携帯電話向けにも情報を出してしまして、長野市でも長野市防災ナビというアプリがありまして、こういう防災アプリも市民の方にぜひ入れていただくと、防災情報が逐次更新されますし、こういったエリアで災害リスクが高まっていますというようなインフォメーションが出ますので、そういう情報伝達とのリンクができるように、工夫でできればと思います。

もう一つは避難場所の関係ですけれども、資料の中で災害のリスクによる避難場所の分け方とかで、例えば資料3の4ページですと土砂災害時の適否ですとか、5ページでは洪水災害での適否の記載をしています。

また先ほど説明した防災情報でも、どこの避難所が開設されたというようなインフォメーションが出るような形になっていますので、そういうところで対応できるのではと考えています。



○委員 資料3の6ページの図で、浸水する避難所は下向きの三角ということで、浸水災害時ではその避難場所は使えないということでしょうけれども、道路情報はどうなんですか。避難していくところに辿り着けるのかという検証は、それぞれの住民が自主的に検証するのか、避難場所が高台にあって浸水しなくても行けない状況もあると考えられるのですが、そのような状況はないということでしょうか。

○事務局 この情報で出している避難場所のところは、基本的に地盤高で考慮していません。

ただ、個別エリアの中で浸水エリアの多くの方が、避難場所まで逃げて行く時に、途中で浸水してしまう場所とか、そういうところまで拾いきれていません。

というのは、住民の方は広範囲に住まわれているので、その方たちが避難するタイミングがどの時点かというのがちょっと難しいので、我々とするところまではこの情報では拾えないと考えていますが、ただその避難場所に行けば、避難場所に辿りつけばそこは避難所開設できていて、浸水してる時には安全ですよということになります。

○委員 避難できなくなる前に早めに避難してくださいということですね。

○部会長 避難場所の関係も、世帯や人単位で動くというのは、なかなか難しい部分もあると思うので、できる限り日頃から、自主防災組織ですとか、常会とか地区ごとで、どういうリスクがあるのかということを確認して、避難もこの地図を一人一人がこれを見て、日常的なコミュニティレベルで確認して、共有しながら避難するというようなことでないとなかなか難しいのかなというようには思います。

また、避難所の関係ですけれども、これは事務局の方とも何回か話をさせていただいたのですが、日本の避難所は100年前と全く同じ構図で、今九州でも避難されてるところ見ると、ベッドも無いような所ですし、健常者の方でも高齢だとかなり厳しい避難所しかないというのが実態です。そこに行くんだったら、家にいる方が良いというような選択にもなってしまいうということがあるので、避難所のあり方については、また別だと思えますけれども、ただ生きてさえいれば良いという形の避難所ではなくて、ある程度避難数に応じて、質も担保できるような避難所の構築も考えていかないとならないですし、令和元年の台風災害時の避難所もかなり厳しい状況でしたので、そのような災害の経験をしている長野市であれば、避難所のあり方、クオリティー・オブ・ライフ、1日や2日のことであつたとしても、それなりに寝て起きるようなことができる避難所を構築していくということが必要だと思います。

○委員 資料の5ページ6ページを確認して思ったんですけども、避難場所表示の三角の記号の上向き下向きは、両方とも変わってないのですが、L1で浸水しないという想定のところでも適否が×になっていることは避難してはいけない場所になっているように見えます。またのL2の浸水区域内なのに、洪水時は適になっているというのがどのような状況なのかなと。

○事務局 この避難場所は地域防災計画の方で出しているもので、洪水時の適否ということで出しているものをそのまま L1 と L2 のページに載せたものであります。

我々の方の分析の仕方とちょっと違うのかなというところがございます、この辺を今後どう整理するのか、下に出典元の記載がありますけれど、情報の出し方や書き方を工夫しないと誤解を受けるのかなというのがあります。

○委員 市の危機管理部門の方から出ている情報だとすると、それが更新されないとおそらくどうやってもこれと一致しないのかもしれないんですけど、このままの情報で重ねてしまうと、明らかにこの状況で青い三角印の場所は大丈夫だという表現になってしまうと思いますので、まずいのかなと思うのと、あと、L1 の情報は更新されないという話がありましたけども、L1 の情報には支流の情報がそもそも入ってないですよ。おそらく、その情報で載せられているかもしれませんが、逆に市の方から出てる情報は支流の情報も踏まえて、適不適を判断している可能性もあるのかなと思うので、どちらなのかという確認をされた方がよろしいかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。避難場所の関係ですと、屋根のある体育館とか公園とかありますし、降雨時の避難には向かないところも出ていますので、大きな図の中で細かいところまで入れていないのでわかりにくいかもしれませんが、イメージとすると、災害があった時にはこの青い部分に避難してくださいというインフォメーションだと思っていただければなと思っているんですが、表示の仕方について考えたいと思います。

○部会長 住民が確認する場合は、自分の住んでいるその地域周辺だとは思いますが、そこでさらに詳しく正確なデータを載せていただいて、それをそれぞれの施設等で理解していただければと思いますが、大きい範囲で表示させるよりも、それに合わせた形で反映されていた方がいいと思いますし、やはり浸水区域の赤いところで適の避難所がある標記が、見るとちょっと違和感がありますので、そのあたりも修正する必要があるのではと思います。

データをそのまま持ってきたからそうなんだっていうことだと、ちょっと齟齬があると思いますし、むしろ、齟齬があるのであればそのデータは使えないのではと思います。

○委員 防災指針案の資料 3 の背景と目的に書かれている下から 4 行目の部分について、新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底するという文章において、これは居住誘導区域に対する防災指針なので、この除外をするという文章については、ここに書く必要があるのかなということと、この徹底するという部分に対してこの防災指針の中に盛り込む必要があるのか、おそらくスケジュールの案で見ると、リスク回避対策の情報周知に関する取り組みっていうことが、これに当たるのかどうか教えていただきたい。

○事務局 まず原則として、災害リスクの高い地域を新たな立地抑制を図るために、居住誘導区域からの除外を徹底するとともにという文章のところですが、災害リスクに対して

除外するのが基本であり、土砂災害とかの危険性、または浸水被害とかが頻発する地域については、居住誘導区域から除くべきだろうという部分で書いてはございます。

先ほどご説明した中で、居住誘導区域の浸水エリアについては、どのような考え方で除いていくかということについて、事務局でも正直悩みどころであるというお話をさせていただいた部分ですが、かなり強い表現になっているというところがございます。

質問の内容とすると、それがこの防災まちづくりのリスク回避の対策ですとか、こういうところに繋がっているのかということでもよろしかったでしょうか。

本来こういう計画の中で防災の関係、居住誘導区域の見直しの関係ですとか、リスク回避の部分についての考え方について悩んでいる部分ではあるのですが、今回の台風災害を受けて、国や県の方でかなり力を入れて災害リスクに対しての施策を進めていくということがございます。

ですので、こういったことも加味しながら、居住誘導区域の除外するところについて、よく考えていくというような考え方になるんですけども、わかりにくくて申し訳ありませんが、この防災指針案を作った時には、かなり居住誘導区域の見直しについての考え方を固めていけるだろうというような書きっぷりで書いてございますので、ちょっと強い表現となっています。

○委員 その上でこれを読むと結構インパクトが強くて、徹底するということですので、除外する方法とかもこの指針に記載されるのかなと思ったんですけども、除いてあるということですので、もしかするとその補足説明が必要なのかなというように思います。

○事務局 ありがとうございます。この辺の部分については、立地適正化計画の本編と、防災指針の部分の書き方バランスについて、まだたたき台で作ってる最中ということで、大変申し訳ないのですが、まだクオリティが上がってないというところであります。

○部会長 今回冒頭の議題説明の後段のところ、資料のない話で今の話をさせていただいたと思うんですが、特に浸水想定区域のL1で、3m以上浸水するというところの検討に関して、当初は原則除外ということで、検討していたわけですけども、その中で令和元年の19号台風被害にあった地域で復興計画が進み、現状ではL1相当の対応が可能になるということで、溢水もとりあえず対策が終了するという見通しの状況の中で、こちらの立地適正化計画の中では、3m以上浸水するという想定は変わりませんので、そこでまたそういう除外ということになりますと、住民感情としてはかなり厳しいと思いますし、状況とすると悩ましいというようなことで、事務局からお話がありました。

この辺りについても、ご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 居住誘導区域の見直しについてですが、浸水深ランクのL2の方ですと全てを除くというのは難しいと思うんですけども、浸水ランクというのは、浸水すること

ですけれども、氾濫流というのは建物が倒壊する恐れがあるので、危険度は氾濫流による倒壊区域の方が大きいと思っています。

そういう中で、実際に資料3-1の、14ページを見ても、氾濫流の倒壊区域が避難可能区域から離れているという現状がある中で、この氾濫流倒壊区域を居住誘導区域に含めてしまってもいいのかということについては、ちょっと違うのかなというように思います。

あくまで、居住誘導区域外にあるから住んではいけないということではないので、無理にこれを誘導区域に設定して、このような危ない場所に誘導するというのをやってしまってもいいのかと思いますし、個人的には含めない方が良いのではと思っていますが、そのあたり、他の委員の意見も聞けたらなというように思いますがいかがでしょうか。

○部会長 最初に、事務局から回答していただいてよろしいですか。

○事務局 氾濫流危険区域について、今の時点でわかっている部分がこれだけ出ております。今年度中にまた出てくるデータがありまして、それとの重ね合わせでさらに増える可能性がありますし、今回この区域を残すというリスクと、いわゆる長野市としてそういったところについて、まだ居住誘導区域にしておくのかというリスクとですね、実際にその情報を出した後も、実は同じような条件で隣のところで区域が追加されてといったように、かえって分かりにくくなる情報になってしまう可能性もありますので、そういったところを、どう整理するのかということは、非常に課題だと思っていて、今後のL2データの出方を見ながらお話ししたいというのが一つと、あと、長野市の河川ですと、一級河川でも急流と言いますか、かなり流速の速い河川が多いので、そういった中小河川の今出てるデータとするとこの資料2の17ページですが、特に松代地区については、街中は全部倒壊危険区域になっていますが、これもおそらく一つの河川しか見ていないので、その他のまだ出ていない河川の情報を重ねると範囲が変わるということが考えられます。

じゃあ、逆に安全じゃないのに長野市はそこに居住等を誘導していくのかという話になりますが、過去の市街地を形成してきた歴史ですとか、そういうのを考えると簡単に外せないというか、既になんかの都市機能が集積されてしまっているところになっています。

そういう中で単純に外すのではなくて、インフォメーションとかソフト的な部分での啓発ですとか、そういった形で居住は当然していったら、都市機能が集積しているところは、どう整理していくのかというような部分が、もうちょっと方向性を出してから外したほうがいいのかとか、その辺が事務局側とすると悩みどころであるということでもあります。

○委員 ありがとうございます。なかなか難しいと思うんですけども、情報が出揃ってないからというよりは、現時点である情報だけでも、きちんと判断していただければいいのかなという点と、松代のようなケースはなかなか難しいと思うんですけども、比較的簡単に外せるような地域もあると思いますので、その差をどうするのかはすごく難しい問題だと思うんですが、簡単に外せられるようなところは、現時点でも外しておいたほうが良いのではないかと個人的には思います。

○事務局           ありがとうございます。今後参考にさせていただいて、この辺りの検討は非常に難しいところなので、ご意見として参考にさせていただきますありがとうございます。

○部会長           新たな情報も年内に公表予定ということですので、またいくつかのデータを重ねて見られるということですので、合わせて最終的な決定ができればというように思います。

それと松代地区のようなどころに関しては、可視化をしっかりとしていくということと、避難体制をしっかりと構築していくということで、松代地区は一つの拠点地域にもなっておりますし、そういう線を引いたというところの責任と言いますか、そういうのもあると思いますので、避難体制とかソフト対策を呼びかけていくということだと思います。

○委員           立地適正化計画は年内に形を作っていくということですが、一方で先ほどから話に出ている国だったり県のハードの整備というのは当然短期で終わるものではなくて、例えば、国の千曲川の緊急治水事業も、19号台風と同じ規模の出水があった時にも耐えられる状態を令和9年までに整備を頑張るということが、今の計画ですので、今年度中に計画を形にしなければならないものが、先の令和9年のその段階での計画に頼ってしまっちはちょっと危険かなという気がしています。

ただ一方では、それを無視してここで切るっていうのも難しいだろうということも非常にわかります。ただ先ほど出たご意見で、原則ここを除外すると言った時の原則はやはり、これを原則とするというのが書いてないと、わからないというのがはっきりしてると思うので、資料2の2ページところで、線をここで引き直しましたっていうことは、それはもうL1の3m浸水するところは抜いてこの形になっていますと。そこを前提として、リスクの抽出をして課題が見える形にしましたっていうものになってると思うので、当然ここから加えられる情報によって若干変化する部分はあるにしても、やはりできるだけ早く可能な限りの情報を提示するという意味では、どこかで線を引いてということをしなければならないのだろうと思います。

もともとの立地適正化計画の防災部分に書いてありますが、居住誘導区域内においても災害リスクは存在するということをはっきり言ってますので、それは当然皆さんはわかっているとは思いますが、なおかつその災害リスクっていうものがどういうものかというのを、より詳しく防災指針という形で提示できるようになったという意味では、それは望ましい状況であると思いますので、先ほど言ったリスクは存在するそれが松代においてはこういう状況であるというように、正確に情報を提示をしていく形にまとめていくという方向が良いのではないかと思いますし、その時にすぐに抜けるところは抜く、そうじゃないところはどうかというところをどう判断するかが一番難しいところだと思うんですけども、それに関しては雨の降り方であったりとか実際の氾濫流解析をした時の結果であったりとかというのも当然あるとは思いますが、可能性としてやっぱりすぐに抜けるところの情報とするとか千曲川ですとか、大きな川の情報と中小河川の情報と比較をすると、簡単にスパッと決め

られる話ではないんですよ。そうすると、決めたときの根拠はというときに、根拠をすごく簡単に提示できるものではなくなってしまうので、そこに関しては、例えばこの部局会議で決められるものではないというのについて、どこが調整できるとか、市の危機管理なのか、県なのか、国なのか、そういう判断すべきだろうっていうところの情報を集めてもらっての判断の方がよろしいのかなというように思います。

○部会長        ありがとうございます。第一次の立地適正化計画の中でも、災害のリスクについては書かれていて、誘導はするけれどもリスクが消えるというわけではなくて、今回の見直しでは、更にそのリスクも可視化し、そして避難体制や、防災まちづくりにまで言及するということですから、一步進んだ感はあるわけですが、先ほどお話があったように、県とか国ではというような動きでは、この5年というわけではなくて防災まちづくりの具体的なスケジュールというところで、三つの主体、国と県と市というところで、短期、中期、長期は15年以上というような、ロードマップというかスケジュールが示されておりますけれども、そうするとこれはもう立地適正化計画は5年ごとの見直しですので第4期、第5期の計画見直しのところまで繋がっていくという話になりますので、その中にこう、入れてですね、現状として、今回の第2期の見直しでできるところというものを、どのように線引きするのか、国や県と連動しながら現状を把握して、そして分析をして書き込んでいくということになろうかと思えます。

○委員        話が前後してしまうのですが、資料3ですが、防災指針の話聞いてると、この資料3を読み取って、このためには、もしくは、作った人の思った通りに読んでもらう、読み手が理解するためには、いろんな前提条件を置かないと、作った人と同じ気持ちになれないのではないかなという気がします。

例えば、この指針の他にもいろいろな計画があって、計画同士は行政の中では整合性をとっているわけなんですけれども、それはこの資料見ただけではわからなくて、同じ資料はここまでのことを書いていて、ここから先はこの計画とか、いろいろな技術的なデータも載ってはいるのだけれど、それも今回載せているのは、ここのことを載せて、本当は入れなければならぬのだけれど、こういう理由があって入れてないから、こう見てねとか、読むための前提を作るような説明っていうのが、入れることができないのかなと思うのですが、どうなんでしょうか。

○事務局        わかりにくいというと、その前提としてこれがこういう条件で作られてるデータってのは、ちょっとわかりにくいというか、入りにくいところがあるのかなっていうところでもあります。この辺りはですね説明とかですねこの、例えばこの出典行政情報、長野市のホームページの行政地図情報とか基礎調査とか書いてあるんですが、これだけだと何言ってるかよくわからないねという話だったと思うんです。

こういったところについての整理とかですね、こういうデータがどういうところに載っているのかということは、今後加えていこうかなというように考えてます。

また大変言い訳がましい言い方になってしまって申し訳ないのですが、防災指針はまだ作ってる途中のたたき台みたいな部分がありまして、こんな感じで見せていこうかなというように資料になっています。作り方のそういった部分についても、ご意見いただければと思います。非常にありがたいご意見ありがとうございます。

○部会長　　こういう計画は、誰が読むかっていうことで、住民が読むということで考えると、これはなかなか難しい部分もあって、これを1から一般の人が読むことを想定すると、読みこなせるのかというのは難しいですし、情報公開するという意味では、自主防災組織や、地域住民組織を通して、その地域に合ったような形で情報公開していくというような二段階の形もあるのかなというようにも思います。

具体的には、避難場所の三角印があるよりは、住民とすれば〇〇さん家の隣の集会所というように書いてある方がわかりやすいわけであって、そういう情報公開や共有のあり方、公開だけじゃなくて、住民としっかり情報交換、共有していくという形で実質的なものにしていくということがあるかと思います。

一方で、その計画というのは、それなりの整合性があるってですね、抽象的な部分で関わることは何でも書けるかというところでもないで、できる部分というのがあるというように思います。ほかにいかがでしょうか。

○委員　　資料3の40ページのところですけれども、多分理解しやすくするために記載しているのだと思うのですが、この※印がどこに対応しているのかがわかりませんでしたので教えてください。

○事務局　　資料3の40ページの※印は、前のページの特記事項の※印と連動しています。

他のページにも、※印の消し忘れもございましたので、まだ作成中というご理解をいただければと思いますが、この辺の統一をしていかないと、非常にわかりにくいのかなと思ってますので、また作成する中で注意していきたいと思います。

○部会長　　当面のデータソースから中に入れている部分もあるでしょうし、これからスタイルが統一されるということで、私の方から興味関心があるので、質問させていただきたいと思います。

今日いただいた資料の参考資料で、居住誘導区域に係る地区の直近5年の防災訓練実施状況というのがございますが、これを見ると訓練の実施率が低いところがございます。

第一地区が44.7%、第三地区が40.0%、第五地区が36.0%ということで、いわゆる中心市街地に集中してるというように思いました。また、中心市街地以外では更北地区の65.8%という地区もありましたし、何故このような数値になっているのかということで一つ推測があるんですけども、自治会の加入率、自治会というのは区だと思えますけれども、加入率が95%であまり変わらないということですが、平成28年の96.3%から、令和2年の95.8%ということになると若干は減ってるということで、郊外といいますか、旧村の農村地域であればほぼ加入率が変わらないのではないかなと思っていて、中心市街地で最近出てきている

マンション等で集中的に自治会の加入率が減少してきていて、そこが全体に発表すると、このような感じに減少してるのかなというイメージを持ちましたが、そういう中心市街地の自治会の加入率が非常に低いということになると、そういうことにもなるのか、どうなのかちょっとわからないんですけども、中心市街地での防災訓練の実施率が低いというのは一体どういう理由なのか、もしご存知であれば教えていただくとありがたいと思います。

○事務局 私どもの方で詳しいデータが取れていないので、はっきりとしたお答えができないのですが、先ほど部会長がおっしゃったように、マンションであつたりとか地域のコミュニティが少ないところが多いのではと思います。

またアパートとかでも自治会に入っていない方とかがいるようなところもあるかと思えます。更北地区のようなアパートが多い地区ですとか、古い街と新しい街が混在しているような地区ですと、もしかしたら自主防災組織の防災訓練の実施に支障を来しているのかもしれないんですが、詳しいデータが無くて申し訳ありませんが、部会長のおっしゃる通りかなと思います。

○事務局 補足説明になりますが、第一地区から第五地区までの、いわゆる中心市街地と言われてるところも、第一地区ですと非常に西から東まで範囲が広いですし、街中ですと住民の方々の危機意識といいますか、濃淡があるということもあろうかと思えます。

ただ、いずれにしても、防災訓練については、危機管理防災課ですとか、地域活動支援課含めて、市としての課題でいわゆる有事の際の伝達も含めた課題であるということは、庁内全体として認識しておりまして、今回、防災対策の一つとしてのデータを提示しておりますが、この辺については当然、我々都市経営サイドというよりは、市全体として取り組んでいく課題だなという中で、大変恐縮なんですけれども、市として全体として共有して、同じ課題として捉えていく必要があるかなというようには思っておりますので、今後も関係各部に情報の共有をしていきたいと思えます。

○部会長 ありがとうございます。いろんなことを聞きたい部分もありますが、もう一つだけ申し訳ないんですけど、自主防災組織ですけれども、540組織ある中で行政連絡区が470あるということですので、常会のような単位でも組織化されてるところがあるというお話がありました。この常会の単位で組織化されてるところは、区としてはかなり大きいところの範囲で世帯数が非常に大きいところが、常会ごとというか、そういう形で分けているのか、かなり防災に熱心なところが自主防災組織を常会ごとに分けているのか、そのイメージがわからなかったなので、教えていただければと思います。

○事務局 今現在ですと、その組織されている内容のところまでは、深く調査してなくて、地区ごとの組織数のみを把握しているということでもあります。

おそらく地区ごとにどのくらいの組織だというのは、調査すればわかると思いますので、大変申し訳ありませんが、次回の宿題ということでもよろしく願いいたします。



○部会長 540の自主防災組織があるということは、地元から上がってきている情報をまとめているということですので、それが幾つかの組織、どこの組織で何世帯そこに加入してるかっていうようなことは全部一覧表があるように思います。

例えば、長野市の若槻地区ですと一つの区に四つの地区があって、一つの自治会が形成されているところですか、中御所は一つの区で2000世帯と非常に大きなところもありますし、2000世帯が一つで防災訓練はできないので、それを、200世帯で分けていると、それだけで10組織必要だということになると思いますので、そういうことなのかなと思ったのですが、また規模感について教えていただければと思います。他にご意見ございますでしょうか。

○委員 私の職業上の立場から関連するところで、資料3の39ページにある取り組みのところで、防災意識向上に関する取組の情報提供のところ、その辺が非常に関心がありますので、先ほどからもいろいろなご意見でていますが、要するに自分がどこに住んでいて、どういう意識を持って、何か起きたときにどうすればいいかってのが、住んでる上で一番気にしなければならないことで、我々も例えばお客さんに対して情報提供をするにあたってその辺が一番需要になってくるってところがありますので、今も行政地図事務サービスで防災マップですとか、事務局から紹介のあった防災ナビも、先ほどインストールしようと思ったけどできなかったのですが、これは自分の位置情報によって土砂災害の危険区域とかが出るようになっていないのでしょうか。それが精度が高く、今自分のいるところがどんな状況のところなのかということが手元でわかると、非常に情報提供のあり方としてはありがたいですし、最近移住してくる方々も、行政地図情報に出ているんだけどわかりづらいついていう方が結構いらっしゃるの、その情報の見せ方とかその情報提供のやり方の精度を上げて、ピンポイントでわかるようにしていただけると良いのかなと思います。

ですので、そういう意味では居住を誘導する区域ですとかありますが、そういったものをあまりこう関係なく、住んでいるところとはにかく災害もありますよって意味で、情報提供の精度を上げていただけるのが一番ではないかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。防災情報の関係なんですけれども、直接そこで災害リスクを見るというよりは、これを見ると避難所検索で、例えばここの避難所が開設しているとか、安否登録ですとか、検索した避難所へナビで案内してくれるという機能もありますので、参考までに、ご紹介させていただきました。

○部会長 他にいかがでしょうか。

○委員 資料2の17ページの話なんですけれども、松代地区は危ない場所だらけになってしまうというお話だったと思うのですが、長野市全体のリスクを考えていくと、大半が災害のリスクがあるので、単純に線は引けないよねという話と、松代地区はこうだよという話はちょっと次元が違うような気がしていて、松代の場合は現時点で既に氾濫流倒壊の赤色になっていて危ないという状態にあるけど、いろんな経過から単純に外すわけにはいかないってということでも、何かしらの結論を出さないといけない地区なのではないかなと

思うと、どうしたらいいのでしょうか。これはこれで、真面目にどこかで考える必要があるんじゃないかと思ったんですけれども。

○部会長 立地適正化計画の上位の計画で、全体の都市計画もありますし、コンパクトシティということで、松代は都市拠点の一つということにもなっていますので、松代エリアの人たちの居住誘導、公共施設マネジメントも含めたり、交通ネットワークを構築しながら、松代の中心市街地として都市整備を集中的に行っているエリアでもございますので、そういう全体の都市マスとする中では、松代はそんな位置付けになっています。

その一環と言いますか、立地適正化計画では、その枠の中で計画を作っていくということになるかと思えますけれども、上位の都市全体の都市計画の中で、松代地区はどのような位置付けて整備していくのか、市としてどうするのかということは一つの結論が出ておりますので、あとは特にこの災害に関しては、可視化するというのを徹底して、先ほどのアプリもそうでしょうけれども、それと避難体制、減災防災のまちづくりというようなものをより徹底していくということ、立地適正化計画からもしっかりお願いしていくことになるかというように思います。

○委員 ということは、こういう事情だということを書いといた方がいいのではと思います。松代地区だけ特別扱いされているような気がして、不公平感を感じるのではないかと思います。その事情があるなら、仕方がないという説明をしてあげる必要があるのではないかと思います。

○事務局 ありがとうございます。ご指摘のとおりでございます。まさに我々もそう思っております。部会長がおっしゃっていただいたように、上位計画のマスタープランにも拠点地域として位置付けられている中で、長野市として都市経営をする上で、ここに都市機能や居住を誘導していくという考えのもと、このリスクに対してどう向き合っていくかというところがまさに防災指針という位置付けになるのかなというように考えております。

その上で書き方として松代地区を特記すべきなのか、それとも、松代地区だけではなくて長野市として都市経営をする中で、居住誘導していくエリアについてはこういう対策をとっていくっていう基本的な考え方ですよという形を、この立地適正化計画の防災指針の中で謳っていきなという考え方でございます。ちょっとそういう意味では、災害リスクの情報を公開するにあたっては、松代地区の氾濫流倒壊エリアについてはショッキングな部分でもあろうかと思えます。

どのように書いていくかということは工夫したいとは思いますが、いずれにしろ考え方とすると、単純に除くというよりは、残すためにこういうアクションを起こしていくということをお示しするという、長野市として考え方を示していくっていうようにしていきたいと考えております。

○部会長 ありがとうございます。この立地適正化計画だけで見ると非常に唐突感があるということですので、計画の冒頭で交通整理をやっただけでいて、なぜその松代が

こういうふうな形になってるのかというふうなことが、立地適正化計画のだけでもちょっとわかるように、加筆していただくようお願いしたいと思います。

○委員 関連しますが、松代地区は観光の拠点として市として定義しているという前提でやっていると思いますが、その氾濫流による建物倒壊エリアというところに、観光客の方がたくさん来るような施設であるとか、その仕掛けをするということであれば、安全に避難できるとか、人命に影響がないような形で準備をするというようなことをしておかないと、普通に住んでいるだけじゃない地域ですので、有事の際はちょっと心配かなという気がしています。事務局ではわかってらっしゃると思うんですけども、そのような方向でも表現をしていただきたいと思います。

それと、資料2の7ページで、善光寺下駅周辺ということで、水色のところが地すべり防止区域に該当しているのが居住誘導区域から除くということだと思うのですが、ここはかなり住宅があると思うんですけども、直接的に該当する方たちが何か不利益であるとか、新しく何か制限がかかるのかってというようなことがあるのかどうか、ここの地区に限ったことではないのですが、居住誘導区域から除外するとどうなるのか、どこかに記載があると分かりやすいと思うのですがいかがでしょうか。

○事務局 前回の立地適正化計画を作った時も、地元の皆さんに居住誘導区域から外れるところありますよというような話をしましたけれども、基本的には普通に住まわれてる方にはほとんど不利益はないものと考えてます。

ただ、居住誘導区域ではないこと自体が不利益だと言われるのであれば、それもそうなのかなというのはありますが、基本的に住宅を建てて住むということに関しては、特に大きな不利益はありませんが、開発行為で数件の住宅を建てるとか、ちょっと大きな建物でアパートを建てたりですとか、戸数に届出の規制はありますが、基本的に個人で住まわれている住宅について規制等はないというように考えています。

○委員 1,000㎡以上の開発だったり、3戸以上の宅地開発に関しては規定があるけれども、一般住宅について住み替えですとか、普通に住んでいるということに関しては、特段の変更がないと認識してよいということでしょうか。

○事務局 普通に住まれる分には、特段の変更はございません。

○部会長 ピンポイントで具体的に書いてあると、そこに住んでいる方たちはそう思うところも気になるころではありますが、ご存知な部分もあるとは思いますが、リスクが可視化されることでリスクについて認識していただくということでもあります。

それでは質問、意見、概ねでたと思いますので、進行は事務局にお返しします。

---

◎閉会

○司会           本日は長時間にわたるご議論ありがとうございました。

特に我々の方でもいろいろと悩んでいた部分でご意見いただきまして、またこれを参考に今後、計画の策定を進めて参りたいと思っております。

次第のその他といたしまして、次回の検討会議日程の確認をお願いいたします。

事前にメールにてご連絡しておりますけれども、第5回の検討部会については、10月8日の金曜日、午後2時から2時間程度、場所は今日と同じ第1第2委員会室を予定しております。

よろしいでしょうか。

また、本日は資料や説明等も多い中、ご議論いただきましたが、会議で言えなかったご意見、または次回の部会に向けてのご意見やご提案につきまして、電話やメールで構いませんので、担当の宮下、小林、柳沢にお寄せいただければと思います。

続いて閉会ということで、皆様には大変お忙しい中、ご出席ありがとうございました。これで、長野市都市計画審議会 第4回長野市立地適正化計画改定検討部会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

長野市都市計画審議会運営要綱第6の規定により署名する。

令和 3 年 10 月 8 日

議 長   塚山秀夫    
署名委員   酒井美月    
署名委員   川北泰伸